

公益財団法人全日本柔道連盟 常務理事会規程

(目的)

第1条 公益財団法人全日本柔道連盟(以下、「本連盟」という)は、迅速かつ公正で透明性の高い業務執行を図るため、定款第38条により常務理事会を置くものとする。

(構成)

第2条 常務理事会は次に掲げる者により構成し、理事会にて決定する。

- (1)会長
 - (2)副会長
 - (3)専務理事
 - (4)常務理事
 - (5)監事
 - (6)専門委員会および特別委員会の委員長
 - (7)加盟団体会長会議常任議長
 - (8)事務局長
 - (9)適正な運営を図る上で会長が必要と認めた有識者
2. 常務理事会には、男女両性の理事を含むものとする。

(招集)

第3条 常務理事会は、必要がある場合には、いつでも招集する事ができる。

2. 常務理事会は、会長が招集し、会長に事故あるときは専務理事がその職務を代行する。
3. 第2条第1項に掲げる構成員は、会長に対し、常務理事会の目的である事項および招集の理由を示して、常務理事会の招集を請求することができる。

(権限)

第4条 常務理事会は、理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる事項、事前審議が必要とされる事項、その他理事会が定めた事項について審議または決定する。

(議長)

第5条 常務理事会の議長は会長とし、会長が欠席の場合には、専務理事を議長とし、専務理事も欠席の場合は、当該常務理事会において出席した理事の中から選出する。

(決議)

第6条 常務理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の

過半数が出席し、出席した構成員の過半数をもって行う。

2. 常務理事会の審議事項は、事前に理事全員又は理事会の委任を受けた場合を除き、直後に開催される理事会に報告し承認を得るものとする。また審議の内容については、全理事・監事に対し迅速に伝達する。

(議事録)

第7条 常務理事会の議事録は書面をもって作成し、議長および出席した構成員のうちから選出された議事録署名人1名が記名押印する。

2. 常務理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 常務理事会が開催された日時及び場所(テレビ会議等により、当該場所に存しない構成員が出席をした場合における当該出席の方法を含む。)
 - (2) 第2条第1項に掲げる構成員のうち、出席した構成員の氏名
 - (3) 議長の氏名
 - (4) 常務理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する構成員があるときは、当該構成員の氏名

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は平成25年8月1日より施行する。
2. この規程に定める権限およびその他の事項は、第1条に掲げる目的の達成のために定期的に見直しを行うものとする。
3. この規程は、平成25年11月1日より、一部改正して施行する。
4. この規程は、2021年6月29日より、一部改正して施行する。